# 事務所コラム

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

2021年3月15日(月)

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

## 消費税納税義務と合併承継

### 包括承継の新設合併、吸収合併

事業譲渡と異なり、合併は、権利・義務の一切を承継する包括承継であり、自然人についての相続と同視されるところです。

包括承継の故に、課税主体間の財産の異動については、相続の場合と同じく、消費税法上の資産の譲渡から除かれます。従って、法人税法における非適格合併であっても、この扱いに変わりありません。

合併には、新設合併と吸収合併があります。新設合併では、2以上の会社が自らを 消滅会社とし、新たな承継会社を設立しま す。吸収合併では、1つだけが合併後存続 する会社になり、他は合併により消滅する 会社になります。

#### 合併年における消費税納税義務

合併年度おける被合併法人は合併により 消滅法人になるので、課税期間が短くなる ということはあっても、消費税の納税義務 に関しては特別な扱いはありません。

それに対して、合併法人については、扱いが異なります。

①課税事業者である法人同士の合併、② 合併法人が課税事業者で被合併法人が免税 事業者であるときの合併、③合併法人が免 税事業者で被合併法人が課税事業者である ときの合併、④免税事業者である法人同士の合併、これら4ケースがあります。

合併法人の課税・免税事業者判定は、① ②のケースは年度を通じた課税事業者、③ は合併当日からその年度末までの期間の課 税事業者、④は免税事業者です。

### 合併翌年度では合併前各法人の合計で

合併法人の合併翌事業年度の課税期間に おいては、合併法人の基準期間における課 税売上高と被合併法人の対応基準期間の課 税売上高の合計額で納税義務者の該当性を 判定します。

新設合併の場合は、合併新設法人の基準期間はないので、被合併法人の対応基準期間の課税売上高しかありません。当然ながら、被合併法人の対応基準期間の課税売上高の合計のみで判定します。

なお、合併については、合併年度、合併翌年度に関する規定しかなく、翌々年度に係る規定はありません。それは、翌々年度においては、合併法人の基準期間は存在するが、被合併法人の対応基準期間はすでに存在しないので、合計しようにも合計するものがないからです。

